

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）  
第5条第1項の規定に準じて、青森市斎場整備運営等事業に関する実施方針を定めたので、  
同条第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和4年12月27日

管理者 青森市長 小野寺 晃彦



# 青森市斎場整備運営等事業

## 実施方針

令和4年12月27日

青 森 市

## 目 次

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	3
1. 事業名	3
2. 本事業の対象となる公共施設の名称	3
3. 公共施設の管理者	3
4. 事業の目的	3
5. 事業方式等	5
6. 契約の形態	5
7. 本事業期間（予定）	5
8. 本事業期間終了後の措置	5
9. 事業の対象となる業務範囲	6
10. 事業者の収入	7
11. 関係法令等の遵守	7
12. 事業スケジュール（予定）	10
第3 募集及び選定に関する事項	11
1. 事業者の募集及び選定方法	11
2. 募集及び選定の手順	11
3. 入札参加資格要件	12
4. 応募者の審査及び落札者の選定	16
5. 落札後の手続き	17
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1. 想定されるサービスの水準・仕様	19
2. 想定されるリスクの分担	19
3. 青森市による事業の実施状況の監視	19
第5 公共施設等の立地及び規模に関する事項	20
1. 敷地条件	20
2. 規模及び機能	21
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1. 基本的な考え方	22
2. 管轄裁判所	22
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	23
2. 青森市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	23
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	23
4. その他	23
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24

1. 法制上及び税制上の措置.....	24
2. 財政上及び金融上の支援.....	24
3. その他の支援.....	24
第9 その他事業の実施に関し必要な事項.....	25
1. 議会の議決.....	25
2. 情報の提供.....	25
3. 応募に伴う費用負担.....	25
4. 本事業の担当部署.....	25
別紙1 事業スキーム図(案).....	26
別紙2 リスク分担(案).....	27

## 第1 用語の定義

青森市斎場整備運営等事業実施方針では、次のように用語を定義する。

本事業	青森市斎場整備運営等事業をいう。新斎場の整備及び維持管理・運営に加え、新斎場供用開始までの間の現斎場の維持管理・運営、現斎場の解体並びに浪岡斎園の維持管理・運営を含む。
新斎場	青森市斎場として新たに整備を行う施設をいう。
現斎場	現在運営している「青森市斎場」をいう。
浪岡斎園	現在運営している「青森市浪岡斎園」をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
D B O 方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
落札者	青森市が設置する事業者選定委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として青森市が決定した応募者をいう。
事業者	青森市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	応募者を代表する企業をいう。
建設事業者	青森市と設計・建設工事請負契約を締結する設計企業及び特定建設工事共同企業体（建設 J V）・火葬炉企業・工事監理企業をいう。
S P C	特別目的会社。本事業の維持管理業務及び運營業務の実施を目的として設立される株式会社をいう。
設計企業	火葬炉を除く新斎場の設計業務を行う企業をいう。
建設企業	火葬炉を除く新斎場の建設業務を行う企業をいう。
火葬炉企業	新斎場の火葬炉設置業務を行う企業をいう。
工事監理企業	新斎場の建設及び現斎場の解体時の工事監理を行う企業をいう。
運営企業	本事業の運營業務を行う企業をいう。
維持管理企業	本事業の建物・設備維持管理業務を行う企業をいう。
火葬炉運転企業	本事業の火葬炉運転業務を行う企業をいう。
施設整備グループ	応募者の構成企業のうち設計企業、建設企業、火葬炉企業、工事監理企業で構成される施設整備業務を行うグループをいう。
施設整備代表企業	施設整備グループを代表する企業をいう。
維持管理・運営グループ	応募者の構成企業のうち運営企業、維持管理企業、火葬炉運転企業で構成される維持管理・運營業務を行うグループをいう。
維持管理・運営代表企業	維持管理・運営グループを代表する企業をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、設計・建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
実施方針等	本事業の実施方針及び要求水準書（案）をいう。
入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、青森市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準などの書類をいう。
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての青森市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、青森市と建設事業者及び S P C で締結する契約をいう。

設計・建設工事 請負契約	本事業の施設整備業務の実施のために、基本契約に基づき、青森市と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業の維持管理業務及び運營業務の実施のために、基本契約に基づき、青森市とSPCが締結する契約をいう。
事業者選定委員会	青森市斎場整備運営等事業に係る事業者選定委員会をいう。

## 第2 事業内容に関する事項

### 1. 事業名

青森市斎場整備運営等事業

### 2. 本事業の対象となる公共施設の名称

青森市斎場及び青森市浪岡斎園

### 3. 公共施設の管理者

青森市長 小野寺 晃彦

### 4. 事業の目的

現斎場は昭和47年に供用開始し、令和3年度末で約50年間経過することになり、各所に経年劣化が見られるなど、施設の老朽化が懸念されている。

また、急速な高齢化の進展により、今後さらに死亡者数の増加が予測されることや社会状況の変化に伴う斎場に対する新たな市民ニーズへの対応など、様々な課題を抱えている。

このような状況に対応するためには、現斎場の改修だけでは限界があることから、青森市では、現斎場の建て替えを行うこととし、令和4年3月に「青森市斎場建替基本計画」を策定した。

また、現斎場の建て替え及びその後の維持管理・運営に関して、民間活力を活かした整備を行うべく、DBO方式による事業推進を図ることとした。

本事業は、「青森市斎場建替基本計画」及び「青森市斎場建替に係るPFI等導入可能性調査」を踏まえて実施するものとし、新斎場の設計、建設、維持管理・運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とし実施するものである。

また、本事業には、新斎場供用開始までの間の現斎場の維持管理・運營業務と浪岡斎園の維持管理・運營業務についても含むものとする。

なお、事業実施に際しては、地元事業者と大手事業者の連携や地元経済への貢献が図られることを期待するものである。



## 【施設整備にあたっての基本方針】

### 【基本方針1】 将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設整備

- ・将来の火葬需要に対応可能な火葬能力と収容力を備えた施設とする。
- ・希望する時間帯に火葬予約の受付ができる施設とする。
- ・冬場の交通渋滞等により到着が遅延した場合などでも対応できるよう、余裕をもったタイムテーブルにより運営できる施設とする。

### 【基本方針2】 人生の終焉の場所として相応しく、遺族や会葬者に配慮した施設整備

- ・遺族及び会葬者の心情に配慮した良質な空間とサービスを提供できる施設とする。
- ・プライバシー確保のため、利用者の動線や控室等の配置に配慮した施設とする。
- ・誰もが快適に利用できるようユニバーサルデザインに基づいた施設とする。

### 【基本方針3】 災害に強く安全・安心な施設整備

- ・施設の耐震化や自家発電設備の設置、火葬燃料の備蓄など、災害時においても施設稼働が可能となる災害に強い施設とする。

### 【基本方針4】 周辺環境に配慮した施設整備

- ・火葬による排出ガス、悪臭、騒音、振動等は環境基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置した施設とする。

### 【基本方針5】 維持管理・運営のしやすい施設整備

- ・長期的な見地から、民間活力の活用を含め、建設、運営にかかるコスト削減が図られ、運営・維持管理のしやすい施設とする。

## 5. 事業方式等

本事業は、P F I 法に準じて、新斎場の設計、建設、維持管理及び運営に加え、現斎場及び浪岡斎園の維持管理及び運営を一体的に行うD B O方式（S P C設立義務）により実施する。維持管理及び運営に当たってはS P C（特別目的会社）を指定管理者として指定する予定である。

建設事業者は、設計企業、特定建設工事共同企業体（建設J V）、火葬炉企業、工事監理企業とし、青森市と設計・建設工事請負契約を締結する。S P C（特別目的会社）は青森市と運營業務委託契約を締結する。

## 6. 契約の形態

- 1) 青森市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を建設事業者及びS P Cと締結する。
- 2) 青森市は、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る設計・建設工事請負契約を締結する。
- 3) 青森市は、基本契約に基づいて、S P Cと本事業に係る運營業務委託契約を締結する。
- 4) 事業契約の締結主体を「別紙1 事業スキーム図(案)」に示す。

## 7. 本事業期間（予定）

令和5年12月（契約締結）から令和28年3月末日（事業期間終了）までとする。

## 8. 本事業期間終了後の措置

青森市は新斎場を50年以上にわたって使用する予定であり、事業者は50年以上の使用を前提として施設整備業務及び維持管理・運營業務を行う必要がある。また、事業者は、本事業期間終了時に新斎場を青森市の定める明け渡し時における新斎場の要求水準を満足する状態に保って青森市に引継ぐものとする。新斎場の本事業期間終了時の措置については、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）の時点において、青森市及び事業者は協議を開始するものとする。

## 9. 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、各項目の詳細については入札説明書等に示すとおりとする。

業務項目	新斎場	現斎場	浪岡斎園
1) 設計業務			
① 基本設計	○		
② 実施設計	○		
③ 既存施設の解体設計		○	
④ その他関連業務（施設整備に係る各種許認可、必要な調査等）	○		
2) 建設業務			
① 建築工事業務	○		
② 火葬炉設置業務	○		
③ 備品等調達・設置業務	○		
④ 環境保全対策業務	○		
⑤ その他関連業務（各種許認可等）	○		
⑥ 稼働準備業務	○		
3) 解体業務			
① 既存施設の解体業務		○	
② その他既存施設の解体に必要な業務		○	
③ 伐木・伐根業務		○	
4) 工事監理業務			
① 工事監理業務	○	○	
5) 維持管理業務			
① 建築物保守管理業務	○	※1	※1
② 建築設備保守管理業務	○	※1	※1
③ 火葬炉保守管理業務	○		
④ 清掃業務	○	○	○
⑤ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	○	○	○
⑥ 警備業務	○	○	○
⑦ 環境衛生管理業務	○	○	○
⑧ 備品等管理業務	○	○	○
⑨ 除排雪業務（主に駐車場）	○	○	○
⑩ 残骨灰及び集じん灰の管理業務（処理委託は青森市が行う）	○	○	○
⑪ エネルギーマネジメント業務	○		
⑫ 本事業期間終了前の引継業務	○		○
6) 運営業務			
① 開業準備業務	○	○	○
② 予約受付業務	○	○	○
③ 利用者受付業務	○	○	○
④ 告別・炉前・収骨等業務	○	○	○
⑤ 火葬炉運転業務	○	○	○
⑥ 遺族控室提供業務	○	○	○
⑦ 公金収納代行業務	○	○	○
⑧ 動物の火葬業務	○	○	○
⑨ 本事業期間終了前の引継業務	○		○

※1：建築物及び建築設備の日常点検、小破修繕を対象とする。

## 10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示すこととする。

### 1) 新斎場の施設整備業務に係る対価

青森市は、建設事業者の行う施設整備業務の対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。

### 2) 新斎場の維持管理・運営業務に係る対価（現斎場及び浪岡斎園の維持管理・運営業務を含む）

青森市は、SPCの行う維持管理業務及び運営業務の対価として、維持管理・運営委託費（以下「委託費」という。）をSPCに支払う。

なお、委託費は物価変動があった場合には、事業契約に従い改定することがある。また、事業者の事業契約の履行状況により、青森市は事業者に支払う委託費を減額又は停止することができる。支払い方法、改定方法の詳細は入札説明書等に示すこととする。

使用料は青森市の収入とする。

## 11. 関係法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、次の法令等を遵守することとする。

また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は最新版を適用することとする。

### 1) 法令等（法律にあっては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。また条例の場合にあっては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。）

- ・ 地方自治法
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 森林法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 環境基本法
- ・ 電気事業法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 水道法

- ・浄化槽法
- ・駐車場法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・景観法
- ・屋外広告物法
- ・文化財保護法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・振動規制法
- ・建設業法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・最低賃金法
- ・警備業法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ・道路構造令
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・危険物の規制に関する政令
- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
- ・青森県屋外広告物条例
- ・青森県景観条例
- ・青森県環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・青森県福祉のまちづくり条例
- ・青森市個人情報保護条例
- ・青森市中小企業振興基本条例
- ・青森市水道事業条例
- ・青森市農業集落排水施設条例
- ・青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例
- ・青森市墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- ・青森市墓地、埋葬等に関する法律 委任事務処理要領及び許可基準
- ・青森市斎場条例
- ・青森市景観条例
- ・青森市屋外広告物条例
- ・青森市駐車場条例
- ・青森市暴力団排除条例

- ・一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン（厚生労働省）
- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（厚生労働省、経済産業省）
- ・その他、本事業の業務に関する関係法令等

## 2) 設計基準、仕様書等

国土交通省（又は建設省）大臣官房官庁営繕部監修、（一社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・工事監理ガイドライン
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・青森県土木工事共通仕様書
- ・防災調整池設置指導要綱
- ・アスファルト舗装要綱
- ・アスファルト舗装工事共通仕様書
- ・道路照明施設設置基準
- ・視線誘導標設置基準
- ・道路標識設置基準
- ・道路反射鏡設置指針
- ・防護柵の設置基準
- ・車両用防護柵標準・同解説
- ・火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版（日本環境斎苑協会）
- ・火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究（厚生行政科学研究）
- ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会）

- ・その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書、各種指針等

### 3) 計画等

- ・青森県景観色彩ガイドプラン（平成 12 年 3 月）
- ・青森市景観計画（令和 3 年 4 月）
- ・青森市斎場建替基本計画（令和 4 年 3 月）
- ・青森市斎場建替に係る P F I 等導入可能性調査業務報告書（令和 4 年 3 月）

## 1 2. 事業スケジュール（予定）

内容	時期
①新斎場の設計・建設	契約締結日 ～令和 8 年 8 月
②現斎場の運営	令和 6 年 4 月～令和 8 年 9 月
③浪岡斎園の運営	令和 6 年 4 月～令和28年 3 月
④新斎場の運営	令和 8 年10月～令和28年 3 月（19年 6 ヶ月間）
⑤現斎場の解体	令和 9 年 3 月まで

### 第3 募集及び選定に関する事項

#### 1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す入札参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から青森市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、募集を行う。また、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価落札方式一般競争入札により行う。

#### 2. 募集及び選定の手順

##### 1) 事業者の募集・選定スケジュール（想定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下を想定している。

内容	日程
①実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和4年12月27日（火）
②実施方針等に関する質問・意見の受付	令和4年12月27日（火） ～令和5年1月16日（月）
③実施方針等に関する質問・意見に対する回答・公表	令和5年2月10日（金）
④入札公告及び入札説明書等の公表	令和5年2月28日（火）
⑤入札説明書等に関する質問（第1回）の受付	令和5年3月中旬
⑥入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答・公表	令和5年4月中旬
⑦入札参加資格審査書類受付・審査	令和5年5月中旬
⑧入札参加資格審査結果の通知	令和5年5月下旬
⑨入札説明書等に関する質問（第2回）及び対面対話の受付	令和5年6月上旬
⑩対面対話の実施	令和5年6月下旬
⑪入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答・公表	令和5年7月上旬
⑫入札書及び提案書類の受付	令和5年7月下旬
⑬落札者の決定及び公表	令和5年9月上旬
⑭基本協定の締結	令和5年9月下旬
⑮仮契約の締結	令和5年10月予定
⑯事業契約締結	令和5年12月予定

##### 2) 実施方針等に関する質問、意見の受付及び回答

本実施方針等についての質問、意見は、下記のとおり受け付け及び回答を行う。

###### ①受付期間

令和4年12月27日（火）から令和5年1月16日（月） 15時まで

###### ②提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

###### ア 送付先

青森市市民部生活安心課

###### イ 電子メール

seikatsu-anshin@city.aomori.aomori.jp



ウ タイトル

「(提出者名)－実施方針等に関する質問、意見」

エ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、青森市が到達確認メールを返信する。

③回答の公表

令和5年2月10日(金)17:00までにホームページにて公表する。

3) 入札公告

入札公告は、令和5年2月28日(火)に行い、併せて入札説明書等を公表する。

### 3. 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

施設整備業務及び維持管理・運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定すること。

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

①応募者は、設計企業、建設企業、火葬炉企業、工事監理企業、運営企業、維持管理企業、火葬炉運転企業を含む複数企業によるグループで構成し、次のとおり、施設整備グループと維持管理・運営グループとしてグループ分けを行うこと。各グループで施設整備代表企業及び維持管理・運営代表企業を定めるものとする。

ア 施設整備グループ

- ・設計企業
- ・建設企業
- ・火葬炉企業
- ・工事監理企業

イ 維持管理・運営グループ

- ・運営企業
- ・維持管理企業
- ・火葬炉運転企業

参加資格要件を満たす限りにおいて複数での参加を可とする。また、各企業を兼ねることは可とする。ただし、同一の者又は資本関係若しくは人的関係※のある者が建設企業と工事監理企業を兼ねることはできない。

※資本関係又は人的関係のある者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ。)

ア 資本関係がある場合

以下の a) 又は b) のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう(以下同じ。))と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の a) 又は b) のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ②施設整備代表企業もしくは維持管理・運営代表企業の中から「代表企業」を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると青森市が認めた場合は、この限りではない。
- ④構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- ⑤構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。
- ⑥同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## 2) 応募者等の入札参加資格要件

### ①入札参加の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日までの間において、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 国税及び地方税を滞納している者

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

ケ 青森市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

コ 青森市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者  
・青森市斎場整備運営等事業に係るアドバイザー業務の受注者

- 日本工営都市空間株式会社
- シティユーワ法律事務所
- ・青森市斎場建替基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務の受注者
- パシフィックコンサルタンツ株式会社 青森事務所

サ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について青森市が設置する事業者選定委員会の委員及び青森市が専門的意見を聴取する学識経験者に対し、接触等の働きかけを行った者

②応募者の参加資格要件

応募者の構成企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 青森市の令和4・5年度競争入札参加資格審査認定業者一覧表に登録されていること。

イ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

③各業務を行う者の要件

ア 設計企業の実要件

設計企業は、次の要件を満たしていることとする。なお、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(ア)から(エ)までを満たすこととし、全ての企業は、(ア)から(ウ)までを若しくは、(ア)及び(エ)を満たすこととする。

(ア)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。
(イ)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
(ウ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、P F I事業で構成企業として参加しS P Cから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)
(エ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、P F I事業で構成企業として参加しS P Cから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)

イ 建設企業の実要件

建設企業は、次の要件を満たすこととし、特定建設工事共同企業体(建設J V)を設立することとする。特定建設工事共同企業体(建設J V)の設立にあたっては「共同企業体の在り方について(国土交通省)」に従うこととする。特定建設工事共同企業体(建設J V)の甲型、乙型は問わない。また、参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の建築実績を有すること。

a) 施設の建築を行う企業(特定建設工事共同企業体代表者)

以下の(ア)から(ウ)までを満たしている1者とする。

(ア)	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
(イ)	令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登

	録業種が建築工事（建築一式工事）の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。
(ウ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。

b) 施設の建築を行う企業（地元企業）

以下の (ア) から (ウ) までを満たしていること。

(ア)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
(イ)	令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事（建築一式工事）の登録等級がA等級の者であること。
(ウ)	青森市に本社(店)を登録していること。

ウ 火葬炉企業の要件

火葬炉企業は、次の要件を満たすこととする。

(ア)	平成24年4月以降に一事業で同一施設に火葬炉を8基以上納入及び設置した実績があること。
-----	---

エ 工事監理企業の要件

工事監理企業は、次の要件を満たすこととする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(イ)の要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

(ア)	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
(イ)	参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。

オ 運営企業の要件

運営企業は、次の要件を満たすこととする。

(ア)	本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
(イ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。

カ 維持管理企業の要件（地元企業）

維持管理企業は、次の要件を満たすこととする。

(ア)	令和4・5年度競争入札参加資格認定業者一覧に登録されている業者で、登録業種が委託であること。
(イ)	平成24年4月以降に公共施設の維持管理実績があること。
(ウ)	青森市に本社(店)を登録していること。

キ 火葬炉運転企業の要件

火葬炉運転企業は、次の要件を満たすこととする。

(ア)	平成24年4月以降に一事業で同一施設火葬炉8基以上の施設において火葬炉の運転管理を行った実績があること。
-----	--

なお、アからキまでの各業務を行う者については、地域の経済成長・雇用機会拡大や地域の慣習・ニーズを把握する地元企業の参加によるサービス向上、地域の人材雇用、物品調達などの視点から、青森市に本社（店）を置く企業の積極的な参加を期待するものである。加えて青森市に本社（店）を置く企業への発注金額等による地域経済への貢献については、提案審査における評価項目とすることを想定する。詳細は入札公告時に示す。

#### ④入札参加資格の確認

ア 入札参加資格要件の有無については、入札参加資格審査書類の受付期限日をもって判定する。

イ 落札者決定日までの間に応募者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、青森市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、欠く参加資格の程度及び設立予定のSPCの事業能力等を市が勘案し、公平な入札実施等に支障がない及び事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る青森市議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、青森市は落札者決定を取り消すこととする。この場合において、青森市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、欠く参加資格の程度及び設立予定のSPCの事業能力等を市が勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結することができるものとする。

## 4. 応募者の審査及び落札者の選定

### 1) 審査機関

青森市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、青森市が設置した事業者選定委員会において審査を実施する。また、青森市は、落札者決定基準を定める時などに学識経験者に意見聴取を行う。

#### 【事業者選定委員会】

区分	職名
委員長	青森市副市長
委員	青森市市民部長
〃	青森市環境部長
〃	青森市保健部長
〃	青森市都市整備部長

#### 【学識経験者】

所属	氏名
公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター 理事長	今 喜典
八戸工業大学工学部 准教授	小藤 一樹

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について青森市が設置した事業者選定委員会の委員及び青森市が専門的意見を聴取する学識経験者及び学識経験者と人的関係がある法人・団体に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## 2) 審査の手順及び方法

### ①入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、提出書類について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

### ②事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

### ③審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準に示す。

### ④審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、落札者の決定及び審査講評を青森市ホームページに掲載する。

### ⑤著作権等

応募者から提出された提案書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、青森市は、本事業に関し必要と認める用途に用いようとする場合にあっては、応募者の同意を得て、無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は、返却しないこととする。

## 5. 落札後の手続き

### 1) 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、青森市と落札者は事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

### 2) 事業契約内容に関する協議

青森市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、事業契約内容の協議は事業契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

### 3) 事業契約の締結

青森市と建設事業者は契約内容に関する協議を踏まえて、令和5年10月頃を目途に設計・建設工事請負仮契約を契約する。

青森市とSPCは契約内容に関する協議を踏まえて、令和5年10月頃を目途に運營業務委託仮契約を契約する。

青森市と建設事業者及びSPCは契約内容に関する協議を踏まえて、令和5年10月頃を目途に基本仮契約を締結する。

設計・建設工事請負仮契約は令和5年12月（予定）に開催する青森市議会の議決を経て本契約となる。運營業務委託仮契約及び基本仮契約は設計・建設工事請負契約の議決を効力発生条件とする。

### 4) SPCの設立

落札者は落札者決定後より仮契約締結までに、速やかにSPCを設立しなければなら

ない。なお、SPCは次の要件を全て満たさなければならない。

- ① SPCの本店所在地は青森市とすること。
- ② 代表企業、建設企業、火葬炉企業、運営企業、維持管理企業、火葬炉運転企業はSPCの出資者となること。ただし、建設企業、運営企業、維持管理企業が複数の場合は、それぞれ少なくとも1者は出資すること。
- ③ 応募グループのうち、代表企業については、SPCに出資する全ての構成企業の中で最大出資比率となるようにすること。
- ④ SPCの定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を青森市に提出すること。
- ⑤ SPCの株主は、青森市の同意なくしてSPCの株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

## 第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す新斎場等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、施設整備業務及び維持管理・運營業務を行うものとする。

### 2. 想定されるリスクの分担

#### 1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、青森市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。施設整備業務、維持管理・運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、青森市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、青森市がリスクを負うこととする。

#### 2) 想定されるリスクの分担

青森市と事業者のリスク分担は、原則として「別紙2 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示すこととする。

### 3. 青森市による事業の実施状況の監視

青森市は、事業者が実施する新斎場の施設整備及び維持管理・運営、現斎場及び浪岡斎園の維持管理・運営における全ての業務について監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設整備業務及び維持管理・運營業務に係るサービスが十分に達せられない場合、青森市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。



## 第5 公共施設等の立地及び規模に関する事項

### 1. 敷地条件

敷地条件を以下に示す。

表5-1 新斎場建設予定地の敷地条件

項目	内容
建設予定地	青森市大字新町野字菅谷138番地1
敷地面積	15,225.12 m <sup>2</sup>
都市計画	市街化調整区域
建ぺい率／容積率	60% / 200%

注1：現斎場は都市計画決定している。面積などを変更する際及び新斎場の建設に際し、都市計画変更が必要になる。

注2：建設予定地は市有地であり、設計・建設期間中は、事業者に対して市が無償で貸し付けを行う。

表5-2 浪岡斎園の敷地条件

項目	内容
所在	青森市浪岡大字杉沢字山元434番地
敷地面積	9,414.90 m <sup>2</sup>
都市計画	非線引き区域
建ぺい率／容積率	70% / 200%

表5-3 新斎場のインフラ条件

項目	内容
給水施設	関係機関と協議し、本事業用地内に引き込むこと。
排水施設 (農業集落排水施設)	関係機関と協議し、敷地外の排水路に接続すること。
電気	電力会社と協議のうえ近隣既設の電力線から引き込むこと。
電話・通信	通信会社と協議のうえ近隣既設の電話線から引き込むこと。

## 2. 規模及び機能

建設する建物等の施設概要は以下のとおりである。なお、詳細な施設内容については、別途要求水準書(案)に示す。

表 5-4 新斎場の施設要件

項目		内容
構造		要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。
延床面積		2,500 m <sup>2</sup> 程度（要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。）
火葬炉数		人体火葬炉 8 基（うち予備炉 1 基）、動物火葬炉 1 基
告別室兼収骨室		4 室以上
遺族控室		7 室以上
その他の施設		霊安室、事務室
駐車場	普通乗用車	59 台以上（障がい者用 3 台含む。）
	大型車	2 台以上
その他の機能		予約システム（浪岡斎園も対象とする。）

表 5-5 新斎場の諸室概要

区分	諸室
エントランスエリア	ポーチ、風除室、エントランスホール
火葬エリア	告別室兼収骨室、霊安室（保冷库）
待合エリア	遺族控室、待合ホール、授乳室、キッズルーム、更衣室、僧侶・葬祭事業者等控室、トイレ等
火葬作業エリア	炉室・炉機械室、制御室、機械室、残灰・飛灰処理室、台車置場、倉庫、納灰室、その他（通路等）
管理エリア	事務室、更衣室（職員用）、休憩室、倉庫、その他（通路等）
屋外付帯施設	駐車場及び構内通路、外灯、緩衝緑地、門、看板等

## **第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1. 基本的な考え方**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、青森市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約に規定する具体的措置に従う。

### **2. 管轄裁判所**

事業契約に関する紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、青森市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、青森市は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、青森市は、事業契約を解除することができる。
- 3) 1) 又は2) により青森市が事業契約を解除した場合、事業者は、青森市に生じた損害を賠償しなければならない。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書(案)において示すこととする。

### 2. 青森市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 青森市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 1) により事業者が事業契約を解除した場合、青森市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他青森市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、青森市及び事業者は、事業継続の可否について協議することとする。

- 1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、青森市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計・建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- 2) 維持管理・運営期間においては、青森市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

### 4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めることとする。

## **第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置**

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### **2. 財政上及び金融上の支援**

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、青森市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### **3. その他の支援**

青森市は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

## 第9 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

青森市は、本事業の契約締結にあたっては、予め令和5年12月の青森市議会の議決を経ることを想定している。

### 2. 情報の提供

情報提供は、適宜、青森市のホームページで行う。

### 3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 4. 本事業の担当部署

青森市市民部生活安心課

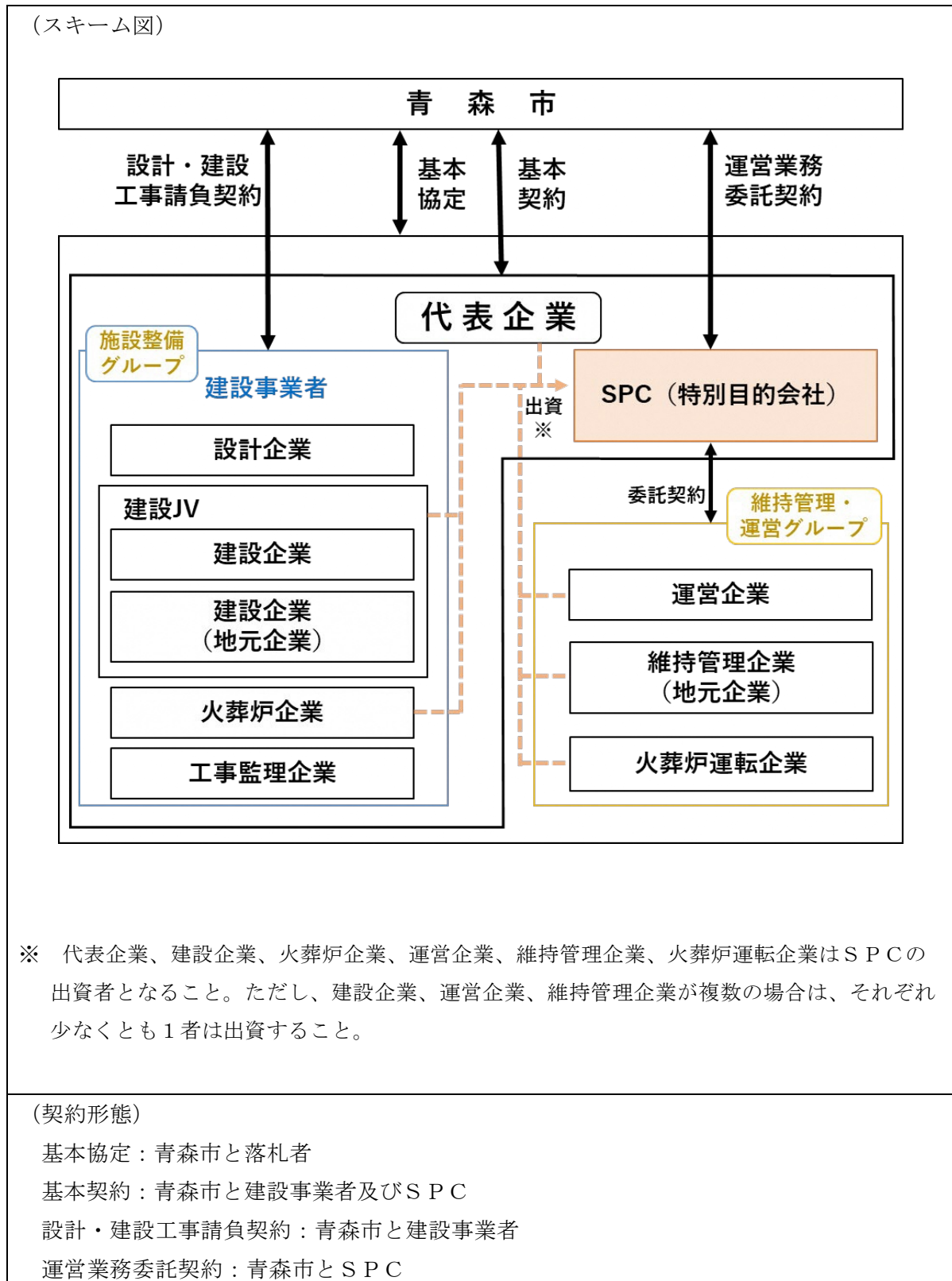
〒030-0801 青森県青森市新町1丁目3-7

電話：017-718-0242

FAX：017-734-5256

電子メール：seikatsu-anshin@city.aomori.aomori.jp

別紙1 事業スキーム図（案）



## 別紙2 リスク分担(案)

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書(案)において示すこととする。

### 官民のリスク分担(案)

#### 【共通】

○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			青森市	事業者	
共通	募集リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの等	○		
	契約リスク	青森市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの	○		
		事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの		○	
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの	○	○	
	制度関連リスク	行政リスク	事業契約に関する青森市議会承認が得られない場合(※1)	○	○
			青森市の政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
		法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
			上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
		許認可リスク	青森市が取得すべき許認可に関するもの	○	
	事業者が取得すべき許認可に関するもの			○	
	税制度リスク	事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの		○	
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○		
	社会リスク	住民対応リスク	新斎場の整備そのものに対する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
			事業者の実施する業務に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
		第三者賠償リスク	青森市の責めによるもの	○	
			事業者の責めによるもの		○
	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理・運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの(※2)	○	△	
	金利変動リスク	提案時から金利基準日までの金利変動	○		
		金利基準日以降に発生する金利変動		○	
物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動(※3)	○	△		
	維持管理・運営期間中の物価変動(※3)	○	△		
デフォルトリスク	事業者の事業放棄・破綻によるもの		○		
	改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○		
	青森市の都合により本事業が継続されない場合	○			

※1 事由の如何を問わず事業者及び青森市は自らに発生する費用を負担する。

※2 事業者は一定の割合若しくは一定の額を負担する。

※3 一定割合の物価変動は、事業者が負担する。



【新斎場】

○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			青森市	事業者
計画・設計	測量・調査リスク	青森市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	遅延リスク	青森市の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
		事業者の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○
	設計変更リスク	青森市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合			○	
要求水準リスク	計画・設計に関する要求水準の不適合によるもの		○	
建設	用地リスク	建設に要する用地の確保	○	
		建設に関する資材置場の確保		○
	地中埋設物リスク	青森市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
		上記以外の地質障害、地中障害物等	○	
	建設費用増大リスク	青森市の要請による費用超過によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	青森市の要請による工事の遅延	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	工事監理リスク	建設時の工事監理に関するもの		○
一般的損害リスク	設備・原材料の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		○	
要求水準リスク	建設に関する要求水準の不適合によるもの		○	
設計変更リスク	青森市の事由により設計変更が生じる場合	○		
	事業者の事由により設計変更が生じる場合		○	
維持管理	計画変更リスク	青森市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	要求水準リスク	維持管理に関する要求水準の不適合によるもの		○
	維持管理費増大リスク	補修費用		○
		燃料費・光熱水費【サービス購入料において火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は精算することを想定】（※1）	○	△
		大規模修繕【本事業に含まないことを想定】	○	
	施設瑕疵リスク	設計が原因となる施設の瑕疵		○
		施工不良が原因となる施設の瑕疵(瑕疵担保期間中)		○
		施工不良が原因となる施設の瑕疵(瑕疵担保期間外)	○	
維持管理に係る事故	青森市の要請に起因するもの	○		
	上記以外の維持管理業務の不備によるもの		○	
残骨灰・集じん灰の管理・処理業務	残骨灰・集じん灰の管理		○	
	残骨灰・集じん灰の最終処理(処理委託は青森市が行う)	○		
運営	遅延リスク	青森市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	業務内容変更リスク	青森市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	運営費増大リスク	青森市の要請によるもの	○	
上記以外の事由によるもの(物価や計画変更等を除く)			○	
施設損傷リスク	青森市の責めによる施設の損傷	○		

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			青森市	事業者
		不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	要求水準リスク	運営に関する要求水準の不適合によるもの		○
	情報流失リスク	青森市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	一般的損害リスク	各種消耗品の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	技術革新リスク	技術の陳腐化による機器更新費用		○
需要変動リスク	需要の変動(利用者数・利用料金等の変動リスク)	○		
その他	サービス購入料 関連	青森市の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	施設性能リスク	本事業期間終了時における施設の性能確保		○
	移管手続きリスク	事業契約終了時の施設移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		○

※1 火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）以外は事業者が負担する。

## 【現斎場】

○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			青森市	事業者
解体	解体費用増大 リスク	青森市の要請による費用超過によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	青森市の要請による解体工事の遅延	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	工事監理リスク	解体時の工事監理に関するもの		○
	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		○
要求水準リスク	解体に関する要求水準の不適合によるもの		○	
維持管理	計画変更リスク	青森市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	要求水準リスク	維持管理に関する要求水準の不適合によるもの		○
	維持管理費増大 リスク	補修費用		○
		燃料費・光熱水費【サービス購入料において火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は精算することを想定】(※1)	○	△
	維持管理に係る 事故	大規模修繕【本事業に含まないことを想定】	○	
青森市の要請に起因するもの		○		
残骨灰・集じん灰 の管理・処理業務	上記以外の維持管理業務の不備によるもの		○	
	残骨灰・集じん灰の管理		○	
運営	遅延リスク	残骨灰・集じん灰の最終処理(処理委託は青森市が行う)	○	
		青森市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
	事業者の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○	
	業務内容変更 リスク	青森市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
運営費増大リスク	青森市の要請によるもの	○		
	上記以外の事由によるもの(物価や計画変更等を除く)		○	
施設損傷リスク	青森市の責めによる施設の損傷	○		
	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			青森市	事業者
	要求水準リスク	運営に関する要求水準の不適合によるもの		○
	情報流失リスク	青森市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	一般的損害リスク	各種消耗品の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	需要変動リスク	需要の変動(利用者数・利用料金等の変動リスク)	○	
その他	サービス購入料 関連	青森市の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	移管手続きリスク	事業契約終了時の施設移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		○

※1 火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）以外は事業者が負担する。

## 【浪岡斎園】

○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			青森市	事業者
維持管理	計画変更リスク	青森市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	要求水準リスク	維持管理に関する要求水準の不適合によるもの		○
	維持管理費増大 リスク	補修費用		○
		燃料費・光熱水費【サービス購入料において火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は精算することを想定】(※1)	○	△
		大規模修繕【本事業に含まないことを想定】	○	
維持管理に係る 事故	青森市の要請に起因するもの	○		
	上記以外の維持管理業務の不備によるもの		○	
残骨灰・集じん灰 の管理・処理業務	残骨灰・集じん灰の管理		○	
	残骨灰・集じん灰の最終処理(処理委託は青森市が行う)	○		
運営	遅延リスク	青森市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	業務内容変更 リスク	青森市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	運営費増大リスク	青森市の要請によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの(物価や計画変更等を除く)		○
	施設損傷リスク	青森市の責めによる施設の損傷	○	
		不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
要求水準リスク	運営に関する要求水準の不適合によるもの		○	
情報流失リスク	青森市の事由によるもの	○		
	事業者の事由によるもの		○	
一般的損害リスク	各種消耗品の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		○	
需要変動リスク	需要の変動(利用者数・利用料金等の変動リスク)	○		
その他	サービス購入料 関連	青森市の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	移管手続きリスク	事業契約終了時の施設移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		○

※1 火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）以外は事業者が負担する。